

令和5年6月定例会

教育警察常任委員会説明資料  
(その他報告事項)

教育警察常任委員会  
(警察本部)

## 条例案の概要

- 1 条例の名称  
熊本県手数料条例の一部を改正する条例
- 2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）  
道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。
- 3 内容
  - (1) 新たに手数料の対象に加えるもの  
特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料（別表第19関係） 2,000円
  - (2) 施行日  
令和5年7月1日

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）新旧対照表

旧	新												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表第 19(第 2 条第 1 項第 413 号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号 _____ に掲げる講習</td> <td>講習 1 時間につき 2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(略)	(略)	法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号 _____ に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第 2 条 知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(663) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>別表第 19(第 2 条第 1 項第 413 号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号又は第 16 号に掲げる講習</td> <td>講習 1 時間につき 2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(略)	(略)	法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号又は第 16 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円
区分	金額												
(略)	(略)												
法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号 _____ に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円												
区分	金額												
(略)	(略)												
法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号又は第 16 号に掲げる講習	講習 1 時間につき 2,000 円												